賑わいある美しい農山漁村づくり推進事業実施要領

平成２０年４月１日付け１９農振第２１０１号
農林水産省農村振興局長通知

第１　趣旨

本事業は、賑わいある美しい農山漁村づくり推進事業実施要綱（平成２０年４月１日付け１９農振第２１００号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領により実施するものとする。

第２　事業内容

１　共生・対流の効果的な推進方策の検討

要綱第２の１の実行委員会は、個別の課題を検討するため、必要に応じ、課題ごとの部会を設置することができる。

２　農山漁村における滞在・体験型旅行商品の開発及び販売の促進

（１）商品情報基盤の構築

要綱第２の２の研究会は、同２の滞在・体験型旅行商品を設計するために必要な素材（以下「旅行商品素材」という。）に関する情報を蓄積し、旅行事業者等がその蓄積された情報を活用して滞在・体験型旅行商品を開発するための情報基盤（以下「商品情報基盤」という。）を構築する。

（２）旅行商品素材に関する情報の収集手法等の実証調査

研究会は、旅行商品素材に関する情報の収集及び更新手法について実証調査を行い、経済性、効率性等の観点から検討を行うとともに、得られた旅行商品素材に関する情報を（１）で構築された商品情報基盤に登録する。

（３）滞在・体験型旅行商品の実証調査

研究会は、（２）で商品情報基盤に登録された旅行商品素材に関する情報等を活用して滞在・体験型旅行商品を開発及び販売し、その購買者に対しての満足度等に関する実証調査を行い、滞在・体験型旅行商品の市場開拓の可能性について検討を行う。

（４）商品情報基盤の実証調査

研究会は、（２）及び（３）の実施を通じて（１）で構築した商品情報基盤について実証調査を行い、実用性の観点から当該商品情報基盤の検討を行う。

３　共生・対流の活発化につながる効果的な情報発信

（１）共生・対流に資する活動を行う民間企業等との連携による効果的な情報発信

事業実施主体は、共生・対流に資する活動を行う民間企業等と連携し、共同で広報を実施する等効果的な情報発信を行う。

（２）グリーン・ツーリズムの受入地域に係る情報等共生・対流の推進に資する情報の収集等

要綱第２の４により実施する表彰に係る情報、農山漁村における児童の宿泊体験活動の受入地域に係る情報等を収集し、収集した当該情報等を地域ごとに分類する等整備を行うとともに、シンポジウムの開催、インターネットでの公開等を通じて情報提供を行う。

4　賑わいある美しい農山漁村づくりに資する取組に対する表彰

（1）共生・対流の推進に関する優れた取組に対する表彰

共生・対流を通じて都市と農山漁村双方の文化に触れ、これを契機として新たなライフスタイルを実践する活動の定着を図ることを目的として、共生・対流の活発化に寄与する取組を行っている団体、新たなライフスタイルを実践している個人等に対して表彰を行う。

（2）美しいむらづくりに関する優れた取組に対する表彰

国民共通の財産である農山漁村の良好な景観の形成を目的として、地域の自主的な努力により農山漁村の良好な景観が形成され、又は保全されている優れた取組事例に対して表彰を行う。

（3）女性主体型の農村振興に関する優れた取組に対する表彰

農山漁村における女性グループの自主的な努力による地域の特産物を活用した起業等、女性の積極的な参画による取組であって、かつ、地域づくりに寄与する取組事例に対して表彰を行う。

第３　事業実施手続

1　事業実施計画の内容及び提出手続

事業実施主体は、要綱第５の１に基づき、次に掲げる事業ごとに事業実施計画を作成し、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）に提出するものとする。

（1）要綱第２の１から３までの事業については、別紙様式第１号及び第２－１号によるものとする。

（2）要綱第２の４の事業については、別紙様式第１号及び第２－２号によるものとする。

2　事業実施計画の承認基準

農村振興局長が事業実施計画を承認する場合の基準は次に掲げるとおりとする。

（1）事業実施計画の内容が、要綱第１の趣旨を実現するための手段として妥当であること。

（2）事業費の規模が妥当であること。

（3）事業を実施するに当たって必要な知見及びノウハウを有する人材が確保されていること等推進体制が確保されていること。

3　事業実施計画の変更

要綱第５の２の農村振興局長が別に定める事業実施計画の重要な変更とは、次に掲げるとおりとする。

（1）事業費の３割を超える事業費の増減

（2）事業実施主体又は事業実施期間の変更

（3）事業の中止又は廃止

4　年度別事業実施計画

（1）要綱第５の３により提出する年度別事業実施計画は、別紙様式第３号及び第４号によるものとする。

（2）年度別事業実施計画の作成に当たっては、事業実施計画の承認後における社会・経済情勢の変化等を勘案し、事業実施計画の内容について精査するものとし、その結果、事業内容、事業費等を変更する場合には、変更後の内容を記載するものとする。

（３）国から事業実施主体への毎年度の予算の配分額は、予算の範囲内において、年度別事業実施計画に基づき算出するものとする。

５　年度別事業実施計画の変更

要綱第５の４の農村振興局長が別に定める年度別事業実施計画の重要な変更とは、３に準じるものとする。

第４　助成対象経費

要綱第６の助成の対象となる経費は、事業実施に係る経費のうち、次に掲げる区分に応じて定めるものとする。

区　分	経　　費
1　賃金	日々雇用者賃金
2　報償費	謝金
3　旅費	普通旅費、特別旅費（委員等旅費、研修旅費、日額旅費）
4　需用費	消耗品費、車輌燃料費、食糧費（茶菓子賄料等）、印刷製本費等
5　役務費	通信運搬費、耕筆翻訳費、広告料等
6　委託料	コンサルタント等の委託料
7　使用料及び賃借料	土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
8　備品購入費	施策の実施に必要な事業用機械器具等の購入費
9　報酬	技術員手当（給料、職員手当（退職手当を除く））
10　共済費等	共済組合組合負担金、社会保険料、損害保険料
11　調査試験費	調査試験用資材費、調査試験記帳手当

第５　事業実施状況の報告

要綱第７による事業実施状況の報告は、別紙様式第５によるものとし、当該年度の翌年度の５月末日までに農村振興局長に報告するものとする。

第６　事業実施結果の報告

要綱第８による事業実施結果の報告は、別紙様式第６によるものとし、各々の事業が完了した年度の翌年度の５月末日までに農村振興局長に報告するものとする。